

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	由井 秀樹 (ゆい ひでき)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第 984 号
○授与年月日	2014 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	日本における不妊医療と 非配偶者間人工授精の導入をめぐる歴史研究
○審査委員	(主査) 松原 洋子 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 天田 城介 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 小泉 義之 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 林 真理 (工学院大学基礎・教養教育部門教授)

<論文の内容の要旨>

本論文では、非配偶者間人工授精 (artificial insemination by donor: AID) の日本への導入過程を精査し、AID に関する既存の歴史理解を検証した。AID は 1948 年に日本で臨床応用され普及した不妊治療法で、不妊男性の妻の妊娠を目的として、第三者である提供者の精液を用いる医療技術である。近年、代理懐胎など第三者が関与する生殖補助医療が注目されるなかで、AID がその先駆として言及されるようになった。しかし、日本の不妊治療史研究の蓄積は乏しく、AID に対する本格的な歴史的評価も行われてこなかった。本論文では専門雑誌における産婦人科医や法学者の議論を分析し、AID の導入過程を明らかにした。

序章では、AID の導入に関する通説的理解として以下の 3 点を挙げた。すなわち、1) AID は熱帯病により不妊となった男性帰還兵の救済を目的に開始され、男性不妊症の救済処置として実施されてきた、2) AID は夫以外の男性による提供精子を使用するという理由で、医学界内外から反対があり特殊な処置とみなされた、3) AID 導入時に法律問題が議論され、AID で産まれた子を夫婦の嫡出子として推定できるとの確信のもとで AID が継続された、である。AID 導入の議論における家族と技術の関係、AID を含む人工授精技術自体の医学的評価の検討を通して、これらの通説を検証することが本論文の目的とされた。

第 1 章「不妊症研究と人工妊娠 (人工受胎)」では、明治期から昭和初期までの不妊症研究の動向を概観しながら、「人工妊娠」(器具による女性体内への精液注入) に対する医師

の姿勢が検討された。大正期以降は施術を推進する医師が登場するが、成功率の低さや道徳的観点から医学的評価は全般的に低かった。

第2章「戦時人口政策と不妊症」では、戦時の人口増強政策のもとで母性保護の見地から不妊への医療的介入への関心が高まったが、治療的効果は限定されていたことを示した。慶應義塾大学医学部の安藤晝一は夫の精液による「人工受精」（現在の配偶者間人工授精）に期待していたが、有効な施術法を見いだせないまま終戦を迎えた。

第3章「非配偶者間人工授精の導入」では、戦後間もなく安藤によってAIDが導入された経緯をたどり、当時の不妊医療におけるAIDの位置を検討した。産児制限が社会的課題となるなかで、安藤は避妊研究と関連づけてAID導入に踏み切った。背景には、基礎体温法などの排卵推定法の発展と男性不妊症への提供精液の使用による妊娠可能性の向上があった。しかし、提供精子の使用については反対する産婦人科医もあった。

第4章『「人工授精」の法律問題』では、安藤の要請によりAIDの法律問題を検討した慶應義塾大学の法学者たちの議論を精査した。提供精液の使用に伴う法的親子関係が家族の問題として議論されたが、安藤はAIDを既存の家族概念に調和させる努力を行っていた。

第5章「家族計画運動と非配偶者間人工授精」では、避妊法普及を目指す家族計画運動が展開するなかで不妊症が問題になっていたこと、安藤が慶應義塾大学医学部附属病院の「家族計画相談所」において、家族計画を実現する方策としてAIDを導入したことを明らかにした。

第6章「非配偶者間人工授精と不妊症研究の展開」では、AID研究と関連しながら、1956年に不妊症を学際的に研究する日本不妊学会が設立された経緯を示した。

終章では、序章に提示した3つの通説への反証として、1) AID導入は不妊男性の救済ではなく、その妻の救済として論じられていたこと、2) 提供精液の利用以前に、人工授精自体が道徳的見地から特殊な医療行為とみなされていたこと、3) 嫡出推定の法的解釈の合意が得られないままAIDが導入されていたことを示した。

<論文審査の結果の要旨>

本論文の審査にあたっては、2014年6月13日（金）14:00～15:00、創思館302において審査委員による口頭試問、2014年7月4日（金）11:00～12:00、創思館カンファレンスルームにおいて公聴会を実施した。

まず、本論文が近現代日本の本格的な不妊医療史としては初めての成果であり、学術的に画期的な研究であることを、審査員全員が確認した。特に通説を反証するという形で、医学者や法学者の議論と動向を精査し、論証的で手堅い歴史記述がなされていること、また医学者が社会的課題を含むAIDにいかに関わったかを描いている点で医療の社会史的研究にもなりえていることが高く評価された。また、AID導入の法的問題をめぐる民法学者の議論を分析した第4章は、戦後の家族制度の考察に重要な知見を与えるとの指摘もあった。

本論文では今後の課題として、第一にAIDが男性不妊患者への身体的侵襲性を回避する技術であったことから、不妊症の原因の除去を目指す不妊症治療と、不妊症原因の回避により産児を得る生殖補助医療の侵襲性をめぐる論点の検証を挙げている。また、第三者が関与する技術として、AIDが従来の家族概念を揺るがしたとされてきたが、それを明らかにするために戦前から戦後にかけての男系系統や妻の出産をめぐる家族に関する制度と思想を精査することが、第二の課題として挙げられた。いずれも重要な論点であり、今後の成果が期待される。

一方、口頭試問と公聴会では以下の問題点が提示された。第一に日本不妊学会の設立による産婦人科、泌尿器科、獣医科・畜産分野の不妊症共同研究体制の構築を、不妊治療史においていかに評価するのか。第二に、AIDは戦後の「夫婦単位の家族」という概念と相反するのではなく、むしろ戦後、夫婦間の生殖が前景化することにより、夫婦間の嫡出子を得る方法としてAIDが受け入れられたのではないかと。第三に、AID導入当時、医師が不妊男性の妻の救済を強調していたとしても、歴史的評価はこれとは必ずしも一致しない。不妊治療を男性のためか、女性のためかという二分法を越えて分析できるのではないかと。

以上の指摘について、第一の点についてはAIDおよび人工授精に関する研究が、女性の排卵推定法や男性精液の凍結技術などの基礎研究に貢献し、戦後の不妊症研究において重要な位置を占めていたことが確認された。第二の点については、家族研究との関係で今後の課題とされた。第三の点については、AIDが従来男性不妊患者の救済策として表象されたのとは異なる側面が、当時の医師の言説から得られたことの重要性が示され、侵襲性の回避という観点があることが示唆された。

AIDが医療や社会全体にとって、どの程度の重要性をもつ問題であるのか、また既存のAIDの歴史観の反証によって、積極的に何をを目指すのか、という質問もあった。これに対しては第三者の生殖補助医療の倫理的社会的問題を議論する前提として、本論文が歴史的な認識の基盤を提供する意義があるとの回答があった。本論文については、AIDを扱う根拠としてより先鋭な問題意識が望まれるが、今後の発展が期待される。

以上を勘案した上で、審査委員は一致して本論文が博士論文としての水準に十分達していると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文の学術的な価値に関しては、口頭試問や、公聴会での報告および質疑応答において、十分な評価に値するものと判断された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適当と判断する。

